

県税の課税免除・不均一課税の手引き

(令和 7 年 4 月 一部改正版)

【課税免除】

- 三重県過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 4 項第 1 号に規定する地域）
- 三重県離島振興対策実施地域（離島振興法第 2 条第 1 項に規定する地域）
- 三重県地方活力向上地域（地域再生法第 5 条第 4 項第 5 号に規定する地域）

【不均一課税】

- 三重県半島振興対策実施地域（半島振興法第 2 条第 1 項に規定する地域）
- 三重県地方活力向上地域（地域再生法第 5 条第 4 項第 5 号に規定する地域）

三重県

1. 制度の概要

三重県では、大都市における人口や産業の過度の集中を防止し、地域格差の是正と地域振興を図るため、過疎、離島、半島地域において事業活動を行う法人や個人に対して一定の要件を満たした場合に、法人事業税(所得割)、個人事業税、不動産取得税、県固定資産税(※1)について、税金の全額を免除する「課税免除」や一部を免除する「不均一課税」の制度を条例により定めています。

対象となるのは、「三重県過疎地域」、「三重県離島振興対策実施地域」、「三重県半島振興対策実施地域」、「三重県地方活力向上地域」の各地域内(※2)において、特定の業種の用に供する設備の取得等(※3)をした者に対し、課税免除又は不均一課税を行うものです。

※1 「県固定資産税」とは、法律で定める一定限度以上の償却資産(大規模償却資産)に対して、県が課税する税金です。市町村の固定資産税ではありません。

※2 離島振興法、半島振興法に基づく税制特例措置の対象地区から過疎地域に係る措置の対象地区が除外され、除外された地区については、過疎法に基づく税制特例措置が適用されることとなりました。(令和5年4月1日施行)

※3 「三重県過疎地域」内において行う課税免除の場合、対象の設備投資が「設備の新設又は増設」から「取得等」に拡充されました。「設備の取得等」とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含みます。ただし、資本金等の額が5,000万円超の法人については、新設又は増設に係る取得等に限ります。(令和3年4月1日施行)

2. 課税免除等の対象地区

(1) 三重県過疎地域(根拠法: 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法)

指定地域	適用対象期間	備考
松阪市(旧飯南町、旧飯高町)	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	津市(旧美杉村)は「特定市町村」として、経過措置により令和8年度まで対象地域となります。
尾鷲市		
鳥羽市		
熊野市		
志摩市(旧阿児町以外)		
伊賀市(旧島ヶ原村)		
多気郡大台町		
度会郡大紀町		
度会郡南伊勢町		
北牟婁郡紀北町		
志摩市(旧阿児町)	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
伊賀市(旧阿山町、旧大山田村、旧青山町)		
津市(旧美杉村)	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	

(2) 三重県離島振興対策実施地域（根拠法：離島振興法）

指定地域	適用対象期間	備考
鳥羽市神島	平成5年4月1日から 令和7年3月31日まで	過疎地域と重複指定されている地域・業種については、過疎法に基づく税制特例措置が適用されます。 (令和5年4月1日施行) 個人で行う薪炭製造業のみ 左記地区において適用されます。
鳥羽市答志島		
鳥羽市菅島		
鳥羽市坂手島		
志摩市磯部町渡鹿野島		
志摩市志摩町間崎島		

(3) 三重県半島振興対策実施地域（根拠法：半島振興法）

指定地域	適用対象期間	備考
伊勢市	昭和61年6月27日から 令和7年3月31日まで	過疎地域と重複指定されている地域については、過疎法に基づく税制特例措置が適用されます。 (令和5年4月1日施行)
松阪市(旧松阪市)		
多気郡多気町		
多気郡明和町		
度会郡玉城町		
度会郡度会町		
南牟婁郡御浜町		
南牟婁郡紀宝町		

(4) 三重県地方活力向上地域（根拠法：地域再生法）

指定地域	適用対象期間	備考
県内各市町において指定された区域	平成27年10月2日から 令和8年3月31日までのうち、 地方活力向上地域特定施設整備 計画の認定を受けた日の翌日から 3年以内	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例第1条に基づき、「移転型事業」のみが対象です。 (「拡充型事業」は対象外)

* 地域再生計画に記載されている地方活力向上地域において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新增設した認定事業者に限ります。

例)東京23区に本社を置く企業が、指定された区域に本社機能を有する業務設備を移転した場合

*この制度の詳細につきましては、「三重県のホームページ＞観光・産業・しごと＞企業誘致＞企業誘致総合＞企業立地の優遇制度・支援サービス＞企業の本社機能移転等」をご覧ください。

3. 課税免除の内容（※事業年度により下記と異なる場合があります。）

区 分		要 件			事業税		不動産取得税		県 固 定 資 産 税（大規模償 却資産）
		対象となる事業	特 別 償 却 設 備 の 取 得 価 額 の 要件※ 1	青 色 申 告 の 要 否	課 税 免 除 が で き る 期 間	課 税 免 除 額	対象となる不動産	課 税 免 除 額	
課 税 免 除	過 疎 地 域	●製造業 ●情報サービス業等 ※2 ●農林水産物等販売業 ※3 ●旅館業 (下宿営業、風俗関連営業 に該当する事業を除く。)	【別表1】の とおり	要	3年間	6 ペ ー ジ (A)の計算のとおり	[建物] 設備に係る工場用 建物等 ※4 [土地] 取得後 1 年以内に 工場用建物等の建 設に着工した場合 の敷地で直接製造 等の用に供する建 物の垂直投影部分 ※5	対象 部分 の課 税標 準額 × 税率	[免除期間] 3年間 [免除額] 対象部分の 課税標準額 ×税率
		●畜産業 ●水産業	—	否	5年間 (個人事業税のみ、法人事業税・不動産取得税は対象外) 自家労力による労働日数が1/3を超え1/2以下の場合				
	離島振興対策実施地域	●製造業 ●情報サービス業等 ※2 ●農林水産物等販売業 ※3 ●旅館業 (下宿営業、風俗関連営業 に該当する事業を除く。)	【別表1】の とおり	要	3年間	6 ペ ー ジ (A)の計算のとおり	[建物] 設備に係る工場用 建物等 ※4 [土地] 取得後 1 年以内に 工場用建物等の建 設に着工した場合 の敷地で直接製造 等の用に供する建 物の垂直投影部分 ※5	対象 部分 の課 税標 準額 × 税率	[免除期間] 3年間 [免除額] 対象部分の 課税標準額 ×税率
		●畜産業 ●水産業 ●薪炭製造業	—	否	5年間 (個人事業税のみ、法人事業税・不動産取得税は対象外) 自家労力による労働日数が1/3を超え1/2以下の場合				
	地方活力向上地域等	●地域再生法に規定 する地方活力向上地 域内において、認定 地方活力向上地域等 特定業務施設整備計 画に従って、適用の対 象となる期間に、特定 業務施設(※6)を新 増設した認定事業者	3,800万 円以上 (中小事業 者等は 1,900万 円以上) ※7 ※8	否	対象外		[建物] 特定業務施設の 用に供する建物 [土地] 取得後 1 年以内に 当該土地を敷地 とする当該家屋の 建設に着工した場 合の敷地で特定 業務施設の用に 供する建物の 垂直投影部分 ※5 ※9	対象 部分 の課 税標 準額 × 税率	[免除期間] 1年間 (2、3年目は 不均一課税) [免除額] 対象部分の 課税標準額 ×税率

※1～9については、5ページをご覧ください。

4. 不均一課税の内容（※事業年度により下記と異なる場合があります。）

区分	要件			事業税		不動産取得税		県固定資産税 （大規模償却 資産）
	対象とする 業種	特別償却 設備の取 得価額の 要件 ※1	青色申告の 要否	不均一 課税が できる 期間	不均一 課税額	対象となる 不動産	不均一 課税額	
不均一 課税	半島振興 対策実施地 域	●製造業 ●情報サービス業等 ※2 ●農林水産物等販売業 ※3 ●旅館業 （下宿営業、風俗関連営業 に該当する事業を除く。）	【別表2】 のとおり	要	3年間	6ページ（B）の計算のとおり 〔建物〕 設備に係る工場 用建物等 ※4 〔土地〕 取得後1年以内 に工業用建物の 建設に着工した 場合の敷地で 直接製造等の用 に供する建物の 垂直投影部分 ※5	対象部分の 課税標準額 ×税率×1/10 （免除額 9/10）	〔免除期間〕 3年間 〔不均一課税額〕 対象部分の課税 標準額×税率× 1/10 （免除額 9/10）
	地方活力 向上地域等	●地域再生法に規定 する地方活力向上地 域内において、認定 地方活力向上地域等 特定業務施設整備計 画に従って、適用の対 象となる期間に、特定 業務施設（※6）を新 増設した認定事業者	3,800 万円以上 （中小事業 者等は 1,900万 円以上） ※7 ※8	要	3年間	6ページ（C）の計算のとおり	対象外	〔免除期間〕 3年間 〔不均一課税額〕 対象部分の課税 標準額×税率× 【初年度】 課税免除 【第2年度】1/4 （免除額 3/4） 【第3年度】1/2 （免除額 1/2）

※1～8については、5ページをご覧ください。

【別表1】

資本金の額等	取得価額の合計額
5,000 万円以下・個人	500 万円以上
5,000 万円超 1億円以下	1,000 万円以上
1 億円超	2,000 万円以上

【別表2】

資本金の額等	取得価額の合計額
1,000 万円以下・個人	500 万円以上
1,000 万円超 5,000 万円以下	1,000 万円以上
5,000 万円超	2,000 万円以上

※ 情報サービス業等、農林水産物販売業は別表1・2に関わらず 500 万円以上。

※ 過疎法による場合、資本金の額等が5,000 万円超の事業者については、新增設に係る取得等に限りません。

※ 対象資産について、市町の産業促進計画等に適合している旨の市町発行の証明書が必要です。

※ 圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、圧縮記帳後の金額に基づいて判定します。

- ※1 「設備」とは、機械及び装置、建物及びその附属設備等の減価償却資産のうち、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の用に直接供されるものに限ります。
- なお、設備を構成する減価償却資産は、原則として所得税又は法人税において租税特別措置法第12条第4項・第5項又は第45条第3項・第4項の規定による特別償却等の適用を受けたものであることを要します。(なお、特別償却等を受けていない場合は、受けていない旨の理由書が必要です。)
- また、新增設には、既存設備の取替えや更新をした場合で、その取替えや更新により生産能力が概ね30%以上増加したときにおけるその増加部分を含みます。(対象地域内から既存設備を新築の建物に移設した場合は対象外となります。)
- ※2 情報サービス業等とは、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業を指し、過疎地域においてのみ、これらに加えコールセンターに係る事業も対象となります。
- ※3 農林水産物等販売業とは、当該地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業です。
- ※4 対象となる不動産の減価償却について、製造業においては、工場用建物の耐用年数を適用したもの、その他の事業においては、当該事業に応じた建物の耐用年数を適用したものに限ります。構造又は用途別の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一によりご確認ください。
- ※5 本手引きにおける「垂直投影部分」とは、建物を真上から投影した場合の建床面積部分をいい、軒下等の面積は含みません。
- ※6 特定業務施設とは、事業者の事業や業務を管理、統括、運営している業務施設をいい、登記簿上の「本店」とあるという形式的判断ではなく、実際に本社機能を有している業務設備をいいます。具体的には、事務所、研究所、研修所であって、生産や販売等の部門のために使用されるものは含みません。詳しくは、「三重県のホームページ>観光・産業・しごと>企業誘致>企業誘致総合>企業立地の優遇制度・支援サービス>企業の本社機能移転等」ページ内の「別表 特定業務施設の対象範囲について」をご覧ください。
- ※7 中小事業者等とは、中小事業者(租税特別措置法第10条第8項第6号)、中小企業者(租税特別措置法第42条の4第19項第7号)及び中小通算法人(法人税法第66条第6項)をいいます。
- ※8 取得価額には、専ら特定業務施設において常時雇用する従業員の児童の保育等を行うための児童福祉施設(以下、「特定業務児童福祉施設」といいます。)で特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産も含めます。
- ※9 特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設の用に供する建物及びその敷地である土地についても対象となります。(令和6年4月19日以後に取得したものに限ります。)

(A) 事業税の免除税額（課税免除）

個人:当該年の所得金額	×	$\frac{\text{取得等をした設備に直接従事する従業者数 ※イ}}{\text{県内の従業者数 ※ウ}}$	×	税率
法人:当該事業年度の 所得金額(所得割のみ) ※ア	×	$\frac{\text{取得等をした設備に直接従事する従業者数 ※イ}}{\text{県内の従業者数 ※ウ}}$	×	税率

(B) 事業税の免除税額（不均一課税：半島振興対策実施地域）

個人:当該年の所得金額	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数 ※イ}}{\text{県内の従業者数 ※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{9}{10}$
法人:当該事業年度の 所得金額(所得割のみ) ※ア	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数 ※イ}}{\text{県内の従業者数 ※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{9}{10}$

(C) 事業税の免除税額（不均一課税：地方活力向上地域等）

個人:当該年の所得金額	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数 ※イ}}{\text{県内の従業者数 ※ウ}}$	×	税率	×	初年度:1/2 第2年度:1/4 第3年度:1/8
法人:当該事業年度の 所得金額(所得割のみ) ※ア	×	$\frac{\text{新增設設備に直接従事する従業者数 ※イ}}{\text{県内の従業者数 ※ウ}}$	×	税率	×	初年度:1/2 第2年度:1/4 第3年度:1/8

※ア 軽減税率等適用法人においては各税率に按分した額

※イ「5. 従業者の算定方法(2)取得等又は新增設設備に直接従事する従業者とは」を参照

※ウ「5. 従業者の算定方法(3)県内の従業者数とは」を参照

5. 従業者の算定方法

(1) 従業者の算定基準

設備に直接従事する従業者数や県内の従業者数は、次の基準により算定します。

① 事業年度の中で新設された場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{事業年度の末日} \\ \hline \text{現在の従業者数} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{新設された日から事業年度の末日までの月数} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{事業年度の月数} \\ \hline \end{array}}$$

② 事業年度の中で廃止された場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{廃止された月の前月} \\ \hline \text{末日現在の従業者数} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{廃止された日までの月数} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{事業年度の月数} \\ \hline \end{array}}$$

③ 事業年度の各月の末日現在の従業者数のうち、最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合

$$\frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{事業年度の各月の末日現在の従業者数を合計した数} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{事業年度の月数} \\ \hline \end{array}}$$

④ 上記(①、②、③)以外の場合

事業年度の末日現在の事務所または事業所の従業者数

(その他注意事項)

- ・人数は、1人に満たない端数を生じた場合は1人とし、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じた場合は1月とします。
- ・事業年度終了の日現在の資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者数は、1.5倍して算定します。(例15人→ $15 + (15 + 1) \times 1 / 2 = 23$ 人)
- ・業種が非製造業であっても、事務所または事業所の数は考慮せず、所得金額を従業者数のみで按分して計算します。

(2) 「取得等又は新增設設備に直接従事する従業者」とは

新規採用、配置転換等を問わず取得等した設備による事業に直接従事する従業者をいいます。

したがって、当該設備による事業に直接従事しない会社役員、事務職員、守衛等は含みません。

なお、工場を取得等した場合で、その工場内にある事務室等に従事する事務職員等は、「取得等又は新增設備に直接従事する従業者」に含みます。ただし、営業の職員は含みません。

(3) 「県内の従業者数」とは

当該取得等された設備ごとに算定した取得等にかかる従業者数と、当該取得等された設備ごとに算定した取得等にかかる従業者以外の者の数、および当該法人または個人が県内に有する他の設備にかかる従業者数(上記(1)の算定基準を適用した数)の合計です。

6. 課税免除の手続きについて

(1) 提出書類 (各2部)

区 分	事業税の課税免除等 * 1			不動産取得税及び県固定資産税の課税免除等 * 1
	個人 (製造業等)	個人 (畜産業等)	法人	
課税免除・不均一課税申請書及び申請明細書	○	○	○	○
事業所の位置図	○	○	○	
償却資産の配置図	○		○	○
確定申告書の写し	○	○		○
青色申告決算書(減価償却計算書)の写し	○			○
法人税申告書別表一(一)の写し			○	○
法人税法施行規則別表 16(1)(2)の写し (減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)、 特別償却限度額の計算に関する附表			○	○
固定資産台帳兼減価償却額明細書、計算表等	○		○	○
事業報告書等事業内容の分かるもの			○	○
会社概要(パンフレット等)			○	○
取得等した設備のパンフレット	○		○	○
当該事業所の年次別建設計画又は設備投資計画書	○		○	
定款の写し			○	
建物の配置図、平面図(寸法の表示のあるもの)				○
家屋の建築請負契約書等、登記簿謄本の写し				○
(土地が対象の場合) 売買契約書の写し、登記簿謄本の写し				○
(対象資産が特別償却を受けていない場合) 特別償却を受けていない旨の理由書(任意様式) *対象資産が、5ページ「※1」の特別償却を受け得る状態 なければ適用できません。	○		○	○
市町が発行する「産業振興機械等の取得等に係る 確認申請書」*2	○		○	○
(地方活力向上地域等の場合) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画及び 認定通知書の写し	○	○	○	○

(その他の添付書類) 分割法人は課税標準の分割に関する明細書の写し

*1 事業税と不動産取得税(及び県固定資産税)の課税免除等を申請される場合、
共通する書類も含め、税目別に各所管県税事務所へ書類の提出(各2部)をお願いします。

*2 対象資産が特別償却を受けている場合は、当該資料の写しを、対象資産が特別償却を受けていない場合は、当該資料の原本を提出してください。(※1の場合、事業税の申請書類に原本1部+写し1部、不動産取得税の申請書類に写し2部を添付してください。)

(2) 申請書類の提出期限

課税免除等を受ける場合には、申請書および関係書類を次の期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
個人事業税	個人事業税の確定申告書の提出期限まで
法人事業税	法人事業税確定申告書の提出期限まで
不動産取得税	当該不動産を取得した事業年(度)にかかる事業税の申告書の提出期限まで
県固定資産税	固定資産税(償却資産)申告書の提出期限まで

※事業税の場合、設備の取得等の初年度の申告税額が0円でも申請書類の提出が必要です。

7. お問い合わせ先

(1) 法人事業税

県税事務所	郵便番号	所在地	電話番号	所管区域
四日市県税事務所	510-8511	四日市市新正4丁目21-5	059-352-0578	桑名市、いなべ市、 木曽岬町、東員町、 四日市市、菰野町、朝日町、 川越町、鈴鹿市、亀山市
津総合県税事務所	514-8567	津市桜橋3丁目446-34	059-223-5028	津市、松阪市、多気町、 明和町、大台町、伊勢市、 鳥羽市、志摩市、玉城町、 度会町、大紀町、南伊勢町、 名張市、伊賀市、 尾鷲市、熊野市、紀北町、 御浜町、紀宝町

※令和5年4月より、法人課税業務は四日市県税事務所及び津総合県税事務所の2県税事務所で行っています。法人事業税については、法人所在地を所管する県税事務所へお問い合わせください。

(2) 個人事業税、不動産取得税、県固定資産税

県税事務所	郵便番号	所在地	電話番号	所管区域
桑名県税事務所	511-8567	桑名市中央町5丁目71	0594-24-3613	桑名市、いなべ市 木曽岬町、東員町
四日市県税事務所	510-8511	四日市市新正4丁目21-5	059-352-0578	四日市市、菰野町、朝日町、 川越町
鈴鹿県税事務所	513-0809	鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8662	鈴鹿市、亀山市
津総合県税事務所	514-8567	津市桜橋3丁目446-34	059-223-5028	津市
松阪県税事務所	515-0011	松阪市高町138	0598-50-0511	松阪市、多気町、明和町、 大台町
伊勢県税事務所	516-8566	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5132	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、大紀町、 南伊勢町
伊賀県税事務所	518-8533	伊賀市四十九町2802	0595-24-8024	伊賀市、名張市
紀州県税事務所	519-3695	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3419	尾鷲市、熊野市、紀北町、 御浜町、紀宝町

※個人事業税については、事務所又は事業所の所在地を所管する県税事務所へ、不動産取得税及び県固定資産税については、取得した不動産の所在地を所管する県税事務所へお問い合わせください。